

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務契約における消費税率
及び重複限度額算出時の消費税相当額の取扱いについて（お知らせ）

羽 曳 野 市

今年度に発注する案件（電子入札案件に限る。）の契約時の消費税率等は、以下のとおり取扱いますので、入札参加申請時等にはご注意ください。

1 契約締結時の消費税率の取扱い

本年 6 月以後に契約締結し、工事（業務）期間の末日が本年 10 月 1 日以後のものについては、契約締結時の消費税率を【10%】とします。

なお、本年 9 月 30 日以前に請求を受ける前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金については、請負代金額を消費税率 8%とした場合の代金より算出した額としますので、ご注意ください。

2 重複限度額算出時の消費税相当額の取扱い

本年 5 月以後に発注する建設工事のうち、重複限度額の適用を受ける業種（土木一式・建築一式・電気・管・舗装）について、工事期間の末日が本年 10 月 1 日以後の案件の重複限度額算出時に適用する消費税率は【10%】として消費税相当額を算出します。

【重複限度額算出時の各税率適用例】

	案件の概要	消費税率	手持ち工事との関係	入札参加資格
(1)	土木一式工事 (予定価格) ¥20,000,000－(税抜き) (最低制限価格) ¥10,000,000－(税抜き) (工事期間) 令和2(2020)年3月31日まで (必要となる重複限度額の残額) ¥11,000,000－以上(税込み)	10%	Cランクの入札参加者の場合 (重複限度額) ¥60,000,000－未満 (手持ち工事額) ¥49,100,000－(税込み) (重複限度額の残額) ¥10,899,999－(税込み)	無 ※最低制限価格と同額の入札であった場合でも、重複限度額の残額から100,001円の超過となるため。
(2)	土木一式工事 (予定価格) ¥20,000,000－(税抜き) (最低制限価格) ¥10,000,000－(税抜き) (工事期間) 令和元(2019)年9月30日まで (必要となる重複限度額の残額) ¥10,800,000－以上(税込み)	8%	Cランクの入札参加者の場合 (重複限度額) ¥60,000,000－未満 (手持ち工事額) ¥49,100,000－(税込み) (重複限度額の残額) ¥10,899,999－(税込み)	有 ※最低制限価格と同額の入札である場合、重複限度額の残額の範囲内であるため。